

■会議結果報告書■

会議の名称	令和4年度第1回札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会
日時・場所	令和4年4月19日（火）13：00～16：00 子ども未来局大会議室、札幌市児童相談所大会議室ほか（WEB会議）
出席委員 7名／9名中	松本 伊智朗（部会長）、石川 ひとみ、稲生 義裕、大場 信一、北川 聡子、 藤原 里佐、箭原 恭子（敬称略）
傍聴者数	4名

議事	概要等
1 審議事項1 第3次札幌市児童相談体制強化プランについて	<審議概要> 事務局より、以下の資料について説明を行った。 ・資料1 第3次札幌市児童相談体制強化プランの進捗状況（R4.3月末時点） ・資料2 児童福祉司の配置基準等について ・資料3 法改正の動向について ・資料4 相談対応件数の推移 ・資料5 第3次札幌市児童相談体制強化プラン <主な委員質問・意見> ○事務局 本日は、第3次札幌市児童相談体制強化プラン（以下「プラン」という。）に記載のとおり中間的な点検・評価として、これまでの取組結果や進捗状況、近年の社会情勢や法改正の動向を踏まえて、令和6年度までの残りの計画期間における今後の方向性についてご意見等を賜りたい。 ○委員 プランの「各区における児童相談支援体制の強化」について、強化の方法や児童相談所による区支援の体制等を具体的に教えてほしい。 ○事務局 令和3年度から児童相談所に家庭支援課を新たに設置し、各区の家庭児童相談室（以下「家児室」という。）で受理した相談等について児童福祉司が支援を行っている。具体的には、家児室がメインで関わっている案件のうち、例えば市民や関係機関から児童相談所に相談をしたい、専門的なアドバイスを聞きたいといった要望があった場合に、家児室の求めに応じてケース会議に出席して助言を行うなど、児童相談所で相談対応経験が豊富な児童福祉司等がサポートする体制を整えた。令和3年度は4名体制であったが、令和4年度は児童福祉

	司を4名増員し、よりきめ細やかに各区に対して助言等を行っているところ。 また、令和4年度からは全市で50名弱の家児室職員を配置して体制強化を図り、単に増員するだけでなく、児童相談所が中心となって家児室相談員の研修を開催し、複雑多様化する相談への対応方法等について児童相談所職員とグループワーク形式で事例検討を行うなど、連携強化に関する取組も開始した。 ○部会長 子ども家庭総合支援拠点（以下「総合支援拠点」という。）と子育て世代包括支援センター（以下「包括支援センター」という。）の一体的運用等ということについて、具体的に説明してほしい。 ○事務局 札幌市では各区の保健センターに総合支援拠点と包括支援センターの機能が備わっていることから、こども家庭センターの設置など法改正を見据えて、どのように運用させていくかといったことを今後検討してまいりたい。 現在は、毎月開催している各区保健センターの課長会議に定期的に参加し、子育てデータ管理プラットフォームの運用等について情報交換を行っているほか、児童相談所、家児室、児童家庭支援センターの3機関で集まって、困難な事例に関する役割分担等について意見交換を行っているところ。 ○委員 総合支援拠点と包括支援センターの一体的な運用を検討するに当たり、人員配置に関する方向性を教えてほしい。 ○事務局 子育てに困難を抱える世帯等を包括的に支援するため、国の議論に合わせてどのような機能を持たせるかということを検討していく中で、それに見合った人員配置とすることを予定しているが、一体的な運用を開始することで、業務効率化のために人員を削減するといったことにはならないと理解している。 ○部会長 一体化による人員削減については国の専門委員会でも議論となり、昨年末提出された報告書では、基礎自治体間で母子保健の部門と子ども家庭福祉の部門に差異が発生しないよう支援・強化していくとされているが、自治体のリソースに合わせてどのように強化していくのか本部会でも議論する必要がある。 ○委員 プランの「専門的相談支援体制の強化」について、児童福祉司と児童心理司の配置見直しは、相談体制の強化に繋がることから評価したいと思う。研修の体系化により、新たに配属された職員等を育成することはもちろん、専門性を
--	---

	定着させるため、育成やキャリア形成に関する取組を進めていただきたい。 また、「施設の小規模かつ地域分散化」について、小規模化や地域分散化によって施設が破綻しないように、小規模化や地域分散化と併せて、それ（分園）を支える本体施設（本園）の機能を充実強化する必要がある。 ○事務局 配置基準の見直しに基づいて児童福祉司を十分に増員している。令和４年４月は３５名の職員が児童相談所に配属となり、福祉コース採用の職員や福祉業務経験の豊富な職員が多数配置された。一方で、新採用職員も多く配置されており、大学で福祉全般を学んでいたりはするが、実社会の中で困難を抱える方に寄り添った支援ができるよう、援助方針会議や管理職による指導等を介して専門性の育成を図ってまいりたい。これまでいただいた提言等を参考に、現在人材育成やキャリア形成等について局内で議論しているところであるが、専門職員の育成には多くの時間を要するため、専門性定着に関する取組についても長期的な視点で進めてまいりたい。 また、地域の社会的養護体制の充実、ネットワーク化のためにも本園機能の充実強化は重要であるため、本園、小規模化、地域分散化という構造的な配置や機能を改めて検討してまいりたい。 ○部会長 施設の機能強化と小規模化、地域分散化は別々の問題ではなく、相互に関係しており、子どもためにケア単位を小さくすることとそれを支援する機能を強化することの両立に加えて、施設以外の地域の支援機能を強化することが重要である。 ○委員 プランの「DV相談窓口との連携強化」について、警察や関係部署とどのように情報共有を図っているのか教えてほしい。 ○事務局 警察との情報共有に関しては、例えば一時保護の解除や施設退所といった在宅支援へと切り替えるタイミングで、定期的に情報を共有しており、また、虐待通告等については、警察から児童相談所に随時情報を照会する、あるいは、児童相談所から警察へ連絡するといった仕組みがある。DV相談窓口である市内部の担当部署（男女共同参画）とも同様の仕組みがあり、提供のあった情報は随時所内で共有している。 ○部会長 警察や関係機関と情報を共有するため、主体的に取り組む機関はどこか。
--	--

	また、(性暴力被害者支援センター北海道) SACRACH との合同研修は、どのように開催したのか。 ○事務局 資料に記載している「警察との連絡協議会を継続」、「各区保健福祉部との情報共有の徹底」というのは、児童相談所が主体となる。警察との情報共有については、月 1 回の定期的な情報共有では児童相談所から警察に、相互に案件がある場合は双方向に随時情報を提供する仕組みとなっている。 合同研修については、SACRACH と児童相談所で一緒に研修内容等を検討の上、児童相談所職員を対象に SACRACH 職員が講師となって昨年度実施した。 ○部会長 関係機関や関係部署と連携、情報共有を図った後、こういった体制で、どのように支援が展開されているのか。 ○事務局 情報提供があった後、個別案件ごとに関係機関で役割を分担の上、どのように対応していくかなどを決定している。 例えば、情報提供があった際、児童相談所がメインで対応しているケースであれば児童相談所が、家児室がメインであれば家児室が中心となって関係機関や部署に確認を取りながら、今後の支援方針等を決定する体制となっている。 ○委員 全ての情報は児童相談所に集約されると思うので、可能な限り児童相談所が中心となって関係機関の役割分担や支援等を行っていただきたい。 ○事務局 関係機関の方で継続支援している世帯や子どもについては、活用している社会的養護資源等を児童相談所よりも詳細に把握している場合があることから、個別案件ごとに判断して対応する方が効果的であると考え。虐待の重症度等に応じて、関係機関と連携を図りながら支援を展開してまいりたい。 ○部会長 制度的な枠組みが整備されておらず試行錯誤が必要であると思うが、法改正の動向等を踏まえると、婦人保護については今後課題になってくると思われるので、基礎自治体の中でも検討しながら取組を進めていただきたい。
2 審議事項 2 令和 3 年 6 月死亡事例に係る検証報告書について	非公開